

21 世紀型企业への転換を図る

■ マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）とは？

～【2015 年】国民に番号配付！ 【2016 年】利用開始！～

マイナンバー制度の目的！！

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」とは、日本国民と日本に滞在する外国人に対して、重複しない固有の「番号」、つまりマイナンバーを振り出し、複数の機関に存在する個人の情報を紐付け、各機関間での情報連携を可能とする制度のことをいいます。

国税と地方税が一連化することで個人の所得が正確に分かるようになると、その所得に対して、税の控除と社会保障給付を組み合わせ、いろいろな不公平をなくすための対策が取れます。

マイナンバー制度の目的は、納税・社会保障給付などを始めとした公平・公正な社会を実現するためのインフラ構築といえるでしょう。



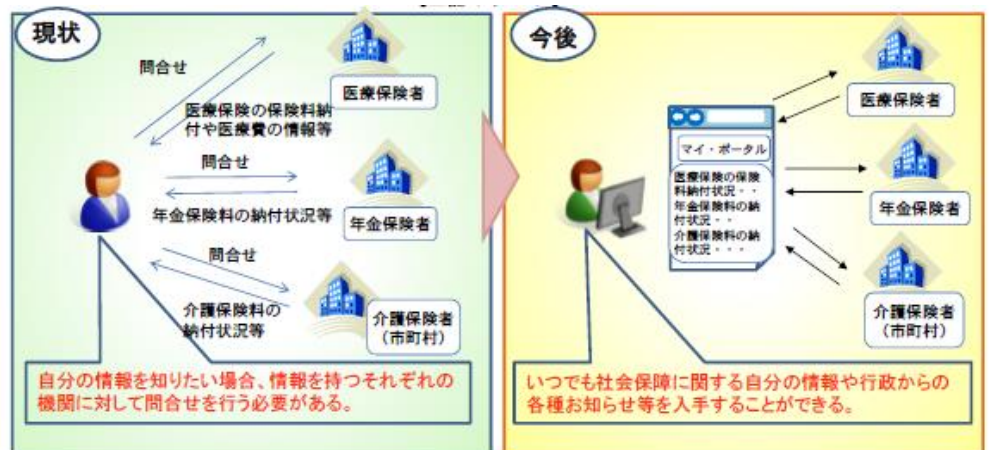
企業への影響は…？ 国民のメリットは…？

マイナンバー制度では、個人の所得が発生するところすべてにマイナンバーが関係します。

たとえば、企業は、マイナンバーを通知するために送られてくる「通知カード」の券面で番号を確認し、保有・管理し、「給与支払報告書」に記載しなければなりませんので、人事・給与システム等の改修が必要となります。当然のことながら、収集したマイナンバーが漏れないように厳重管理しないと、法律で罰せられることになりますので、セキュリティ確保に対する対策の実施も必須です。

一方、国民のメリットとしては、各行政機関における手続の際に、これまで他の行政機関が発行する「証明書」を添付していたケースなどでは、添付書類が不要となりますので、利便性が向上するでしょう。

また、国民向けポータルサイトの「マイ・ポータル」により、自分の年金や納税状況の記録を確認したり、自分の個人情報がいづののために誰から誰に提供されたかなどをインターネット上で確認できる、情報提供等記録開示システムが利用できるようになります。

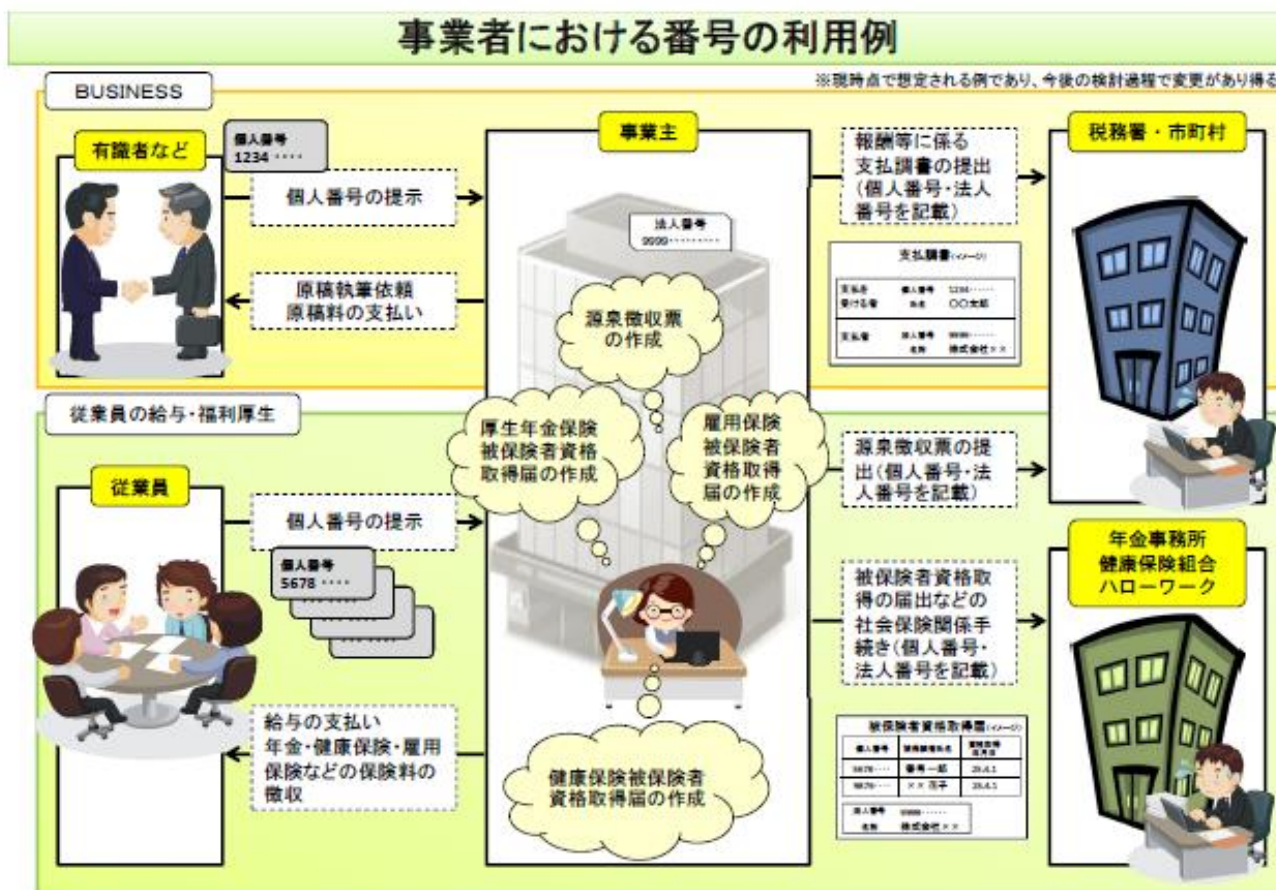


社員採用時の適性診断実施 ⇒ フリーダイヤル 0120-81-4864

企業におけるマイナンバーの利用例 ！！

労働・社会保険各種手続、給与計算（源泉徴収票）、退職所得の源泉徴収票作成時に、マイナンバーが必要となります。

また、健康保険の被扶養者の異動、税控除対象扶養家族については、対象家族のマイナンバーも必要です。



資料出所：内閣官房

※ 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。(第58条第1項)

↓
法人番号等が記載された書面により通知

※ 所管は国税庁。法人番号の桁数は 12 桁を予定。

↓
12 桁の会社法人等番号等 + 1 桁の検査数字の 13 桁の番号

※ 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。(第60条)

※ 法人番号の変更は不可。

※ 法人番号等はインターネットにより公表されます。

労使トラブル業種別診断サービス ⇒ <http://www.iwaki-pmo.co.jp>



社員のマイナンバーは、いつまでに取得する必要がありますか？

マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出する時までに取得すればよく、必ずしも平成28年1月のマイナンバーの利用開始に合わせて取得する必要はありません。たとえば、給与所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払いから適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。



マイナンバーを取得する際は、どのような手続きが必要ですか？

マイナンバーを取得する際は、本人に利用目的を明示するとともに、他人へのなりすましを防止するために厳格な本人確認（雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかな場合は不要）を行ってください。利用目的の明示は、個人情報保護法第18条に基づき、本人に通知または、公表（社内掲示板・ホームページ等）となりますが、マイナンバーを取得する前に実施しなければなりません。



社員の扶養家族のマイナンバーを取得するときの本人確認は…？

扶養家族の本人確認は、各制度の中で扶養家族のマイナンバーの提供が誰に義務づけられているのかによって異なります。たとえば、税の年末調整では、社員が個人番号関係事務実施者として、その扶養家族の本人確認を行う必要があります。この場合、事業主が、扶養家族の本人確認を行う必要はありません。

一方、国民年金の第3号被保険者の届出では、社員の配偶者（第3号被保険者）本人が事業主に対して届出を行う必要がありますので、事業主が当該配偶者の本人確認を行う必要があります。通常は社員が配偶者に代わって事業主に届出をすることが想定されますが、その場合は、社員が配偶者の代理人としてマイナンバーを提供することとなりますので、事業主は代理人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認を行う必要があります。なお、配偶者からマイナンバーの提供を受けて本人確認を行う事務を事業者が社員に委託する方法も考えられます。



マイナンバーを使って、社員や顧客の情報を管理することはできますか？

マイナンバーは、法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の手続以外で利用することはできません。個人番号カードを身分証明書として顧客の本人確認を行うことができますが、その場合でも、個人番号カードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。



社員がマイナンバーの提供を拒んだ場合、どうすればよいですか？

法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。